

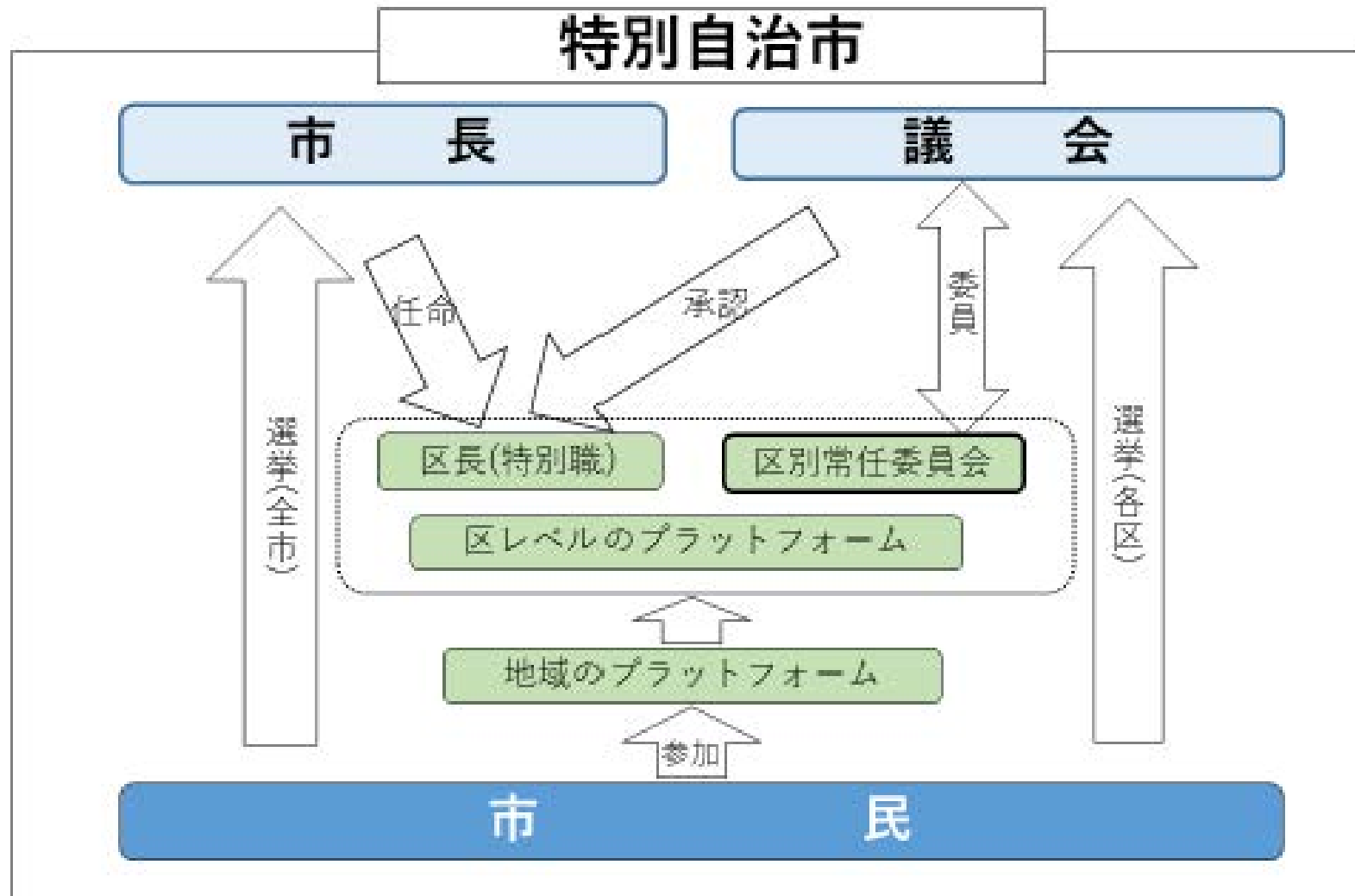
第1回 多様な大都市制度実現プロジェクト

参考資料

区制度の比較

	行政区	総合区	特別市における区 (旧自治法規定)	横浜市答申における 特別自治市の区案	特別区	政策提言プロジェクト 案 (R2)
位置付け	指定都市の <u>内部組織</u>	指定都市の <u>内部組織</u>	特別市の <u>内部組織</u>	特別自治市の <u>内部組織</u>	特別地方公共団体	今回のプロジェクトで検討を行う
法人格	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>なし</u>	<u>あり</u>	
区長の身分	<u>一般職</u>	<u>特別職</u>	<u>規定なし</u>	<u>特別職</u>	<u>特別職</u>	
区長の選任	市長が <u>職員から任命</u>	市長が <u>議会の同意を得て選任</u>	<u>公選</u> (二層制)	市長が <u>議会の同意を得て選任</u>	<u>公選</u> (二層制)	
区長の事務	市長の権限に属する <u>事務のうち、条例で定めるものを分掌し、補助執行</u>	市長の権限に属する <u>事務のうち、条例で定めるものを執行するほか、総合区の政策・企画の立案等の事務を執行</u>	市長の権限に属する <u>事務を分掌し、執行</u>	市長の権限に属する <u>事務のうち、条例で定めるものを執行</u> (ただし、 <u>区の役割、予算、裁量を拡充し、区長の総合調整権限を強化する</u>)	市が処理することとされている <u>事務を執行するほか、特別区の政策・企画の立案等の事務を執行</u>	

公選職の市長と議員による意思決定システム（イメージ）



各市行政区における現在の住民参画の仕組み

	住民参画の仕組み（地域協議会等）
仙台市	地域協議会等は設置していない。
さいたま市	・タウンミーティングの実施（各区に市長が訪問し、テーマに沿って、参加者と意見交換を実施。） ・各区における対話集会の実施（区長と自治会などの地域活動団体等が、地域で抱える様々な課題等について懇談を実施。） ・各区市民活動ネットワーク連絡会の開催 ・附属機関、協議会等への参画
千葉市	-
川崎市	これまでの区民会議制度を廃止し、「新たなしくみ」の構築を進め、区民会議が担ってきた「区における行政への参加」の機能について、その制度のあり方の検討を進めています
横浜市	地域力推進担当や地区担当等で構成する「地域と向き合う体制」を設置し、市民主体の地域運営を目指す。 「地域自治の仕組みづくり」として「地区経営委員会」と「地域協議会」の設置（泉区）、その他3区で区民会議を設置。
相模原市	区民会議：区の課題やまちづくりの方向性について協議を行う場として設置。 まちづくり会議：地域のまちづくりの課題解決に向け、各地区で活動している団体等の代表者を中心に構成。
静岡市	区民意見聴取事業において区民の多様な意見やニーズを聴取し、各区の特性を生かした区の魅力づくり事業（区の裁量予算）に反映している。
浜松市	地方自治法第252条の20に規定されている区地域協議会を設置し、市施策の諮問・答申及び意見聴取を実施。
名古屋市	「区民会議」を開催することにより、区役所が区民に情報提供し、区民の参画を得て、地域の課題及び区の特性について協議
京都市	全区に区民組織「区民まちづくり会議」を設置し、区基本計画の進ちょく管理のほか、幅広い区民の意見の聴取や課題の共有、実践を図っている。
神戸市	自治会等から意見を聴取する場を設定し、必要に応じ意見を聴取。
岡山市	各区の特色を活かした区づくり推進事業を、区民等が提案し、区民等で構成する審査会で審査。
広島市	学識経験者や地域活動を行う団体から構成したまちづくり懇談会を各区に設置し、区の行政計画を策定する際に意見交換。
北九州市	各区ごとに組織された自治総連合会や小学校区で組織しているまちづくり協議会等と連携し、様々な施策に取り組んでいる。
福岡市	概ね小学校区単位で「自治協議会」が設立されており、必要に応じ意見を聴取している。
熊本市	各区のまちづくり懇話会に、住民代表にも参画していただき、必要に応じ意見を聴取。

広域犯罪への対応について

広域化する犯罪への対応（広域捜査力の強化）

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。このため、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められているほか、複数の都道府県警察による「合同捜査」や「共同捜査」を積極的に推進している。

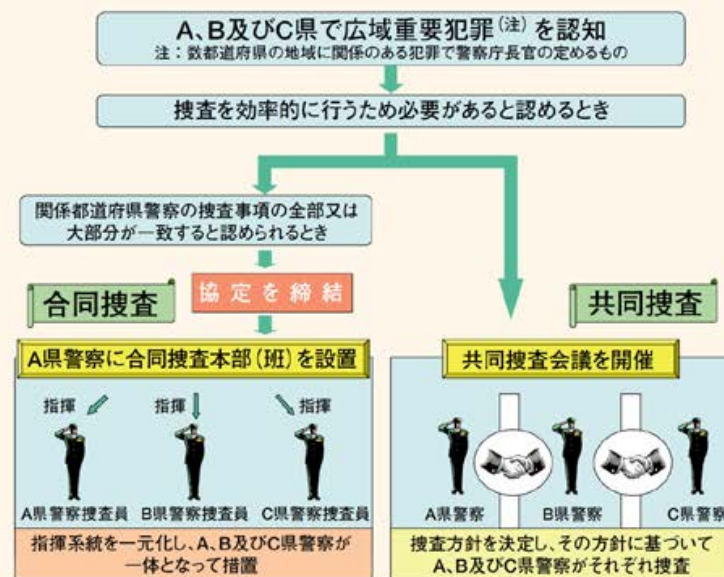
管区警察局は、組織犯罪対策、来日外国人犯罪対策や広域的な対応を必要とする重要事件の合同捜査、共同捜査等に関して、府県警察に対する指導・調整を行っている。また、悪天候時の高速道路の交通規制、飲酒検問や大規模な集団暴走等の一斉取締りの調整等、府県をまたがる交通管理・交通対策の斉一性を確保している。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局の管轄区域で発生している社会的反響の大きい凶悪又は特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定。都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

<広域捜査>



<合同捜査・共同捜査>



※警察白書(平成20年版)を基に作成 12

出典：横浜市「第2次横浜市大都市自治研究会第6回資料」より抜粋

公安委員会の共同設置等の手法について

共同処理制度の概要

機関等の共同設置の制度概要

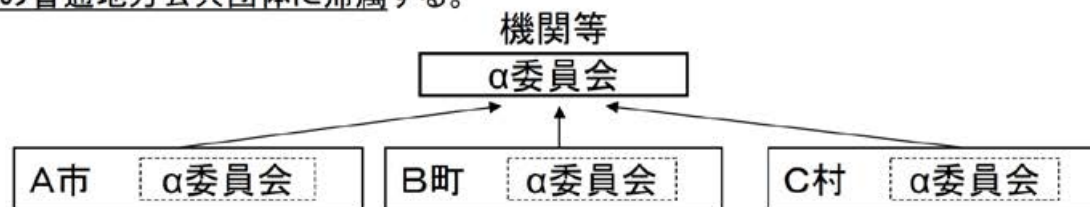
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(平成26年7月1日現在)

	厚生福祉	教育	その他	合計
設置件数	270	24	146	440

(出典)総務省¹⁶

出典：横浜市「第2次横浜市大都市自治研究会第6回資料」より抜粋

公安委員会の共同設置等の手法について

共同処理制度の概要

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成26年7月1日現在)

	環境衛生	厚生福祉	防災	その他	合計
委託件数	668	388	382	4, 541	5, 979

(出典)総務省

17

出典：横浜市「第2次横浜市大都市自治研究会第6回資料」より抜粋

公安委員会の共同設置等の手法について

共同処理制度の概要

事務の代替執行の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の16の2～第252条の16の4

② 制度の概要

事務の代替執行は、普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を代替執行させる。

普通地方公共団体が他の普通地方公共団体に当該事務を代替執行させることにより、事務を任せた普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せた普通地方公共団体に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない。



③ 財源

代替執行事務に要する経費は、すべて、事務を任せた普通地方公共団体が事務の代替執行をする普通地方公共団体に対する負担金として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

(平成26年7月1日現在)

地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により、創設された制度であるため、活用実績なし。

(出典)総務省¹⁸

公安委員会の共同設置等の手法について

共同処理制度関連規定

「公安委員会の共同設置についての規定①」

【地方自治法】

（委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- ① 教育委員会
- ② 選挙管理委員会
- ③ 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- ④ 監査委員

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- ① 公安委員会
- ② 労働委員会
- ③ 収用委員会
- ④ 海区漁業調整委員会
- ⑤ 内水面漁場管理委員会

3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- ① 農業委員会
- ② 固定資産評価審査委員会

（以下省略）

（公安委員会の職務権限等）

第180条の9 公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県警察を管理する。

（以下省略）

公安委員会の共同設置等の手法について

共同処理制度関連規定

《公安委員会の共同設置についての規定②》

【地方自治法】

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「議会事務局」という。）、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

（以下省略）

【地方自治法施行令】

（共同設置することができない委員会）

第174条の19 地方自治法第252条の7第1項ただし書の規定による委員会は、公安委員会とする。

参考

【警察法】

（組織及び権限）

第38条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

2 都道府県公安委員会は、都、道、府及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により指定する市（以下「指定市」という。）を包括する県（以下「指定県」という。）にあつては5人の委員、指定県以外の県にあつては3人の委員をもつて組織する。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

（以下省略）

「特別自治市」創設に伴う財源調整

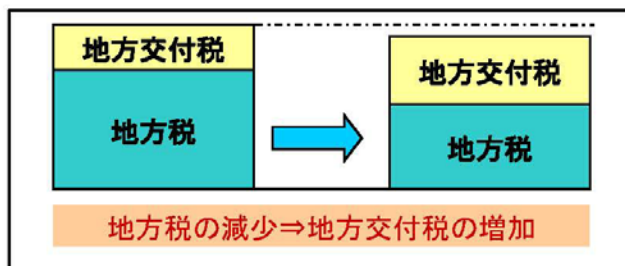
前提 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能は現行どおりと仮定

道府県は、特別自治市への事務・権限の移譲に伴い、歳入及び歳出が減少するが、その財政的影響は、移譲地域内の道府県税収や財政需要の状況により異なる。

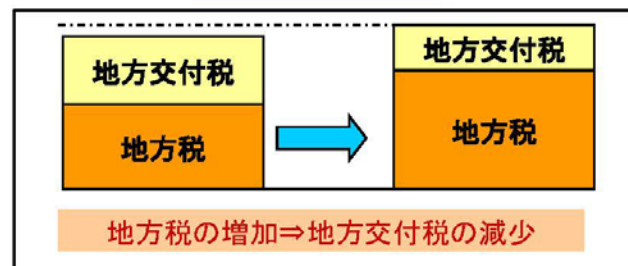
特別自治市移行に伴い、広域自治体において、財源不足が生じる場合、必要な財政需要に応じ、一義的には、地方交付税により措置される。

財政調整のイメージ(広域自治体の税収が減少した場合)

新たな広域自治体



特別自治市



* 地方税と地方交付税の増減額は、必ずしも、同額ではない。

特別自治市移行までに、大都市圏等の行政サービス水準の維持・向上に向け、役割分担などのあり方について、指定都市と道府県・市町村の間で必要な協議を行う。

これまでの大都市法制について

	指定都市制度	旧特別市制度	指定都市市長会 共同研究会 特別自治市案（H24）	指定都市市長会 政策提言プロジェクト 特別自治市案（R2）
区分	普通地方公共団体	特別地方公共団体	特別地方公共団体	今回のプロジェクトで検討を行う
構造	三層制 （国－道府県－指定都市）	二層制 （国－特別市）	二層制 （国－特別自治市）	
要件	人口50万以上の市	人口50万以上の市	指定都市 （人口50万以上の市）	
手続	政令で指定	法律で指定 ※ただし、関係都道府県の <u>選挙人の賛否の投票に付さなければならない</u>	法律で指定	
区	行政区を設ける ※必要があると認めるときは <u>総合区を置くことができる</u>	行政区を設ける	行政区を設ける	
区長	行政区→事務所の長として <u>区長を置く</u> ※総合区→市長が <u>議会の同意を得て選任する</u>	区長は、その被選挙権を有する者について <u>選挙人が投票によりこれを選挙する</u>	事務所の長として <u>区長を置く</u>	

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。

2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。

3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。

5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための
手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の
申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設け
ることを目的とする。

第二条 この法律において「関係市町村」とは、人口（地方自治法（昭和二十二年法律第六
十七号）第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。）
二百万以上の指定都市（同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同
じ。）又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町
村（当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に隣接する同一道府県の
区域内のものを含む。）であって、その総人口が二百万以上のものをいう。

第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百
五十二条の二第一項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定
参考資料4書」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下
「特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から
六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

第八条 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票に
おいてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣
に対し、特別区の設置を申請することができる。ただし、指定都市以外の関係市町村に
あっては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、
当該申請を行うことができない。

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法
律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（第一八〇回衆第三六号）

第一条 この法律は、大都市制度に関する提案に係る手続について定めることにより、地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築することを目的とする。

第二条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区及びこれを包括する都道府県は、共同して、内閣総理大臣に対し、指定都市又は特別区とこれを包括する都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案をすることができる。

2 前項の提案については、当該指定都市又は特別区及び都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに地方制度調査会に諮問するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

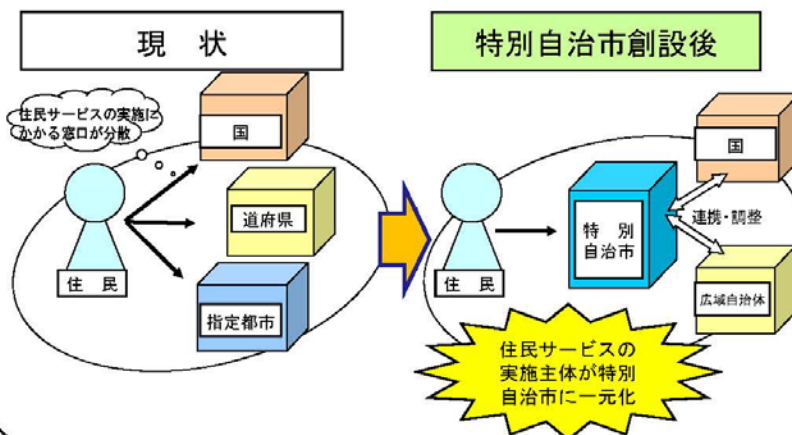
地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築するため、大都市制度に関する提案に係る手続について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別自治市制度創設の意義

(1) 「特別自治市」制度創設の効果・メリット

特別自治市制度の創設により、次に掲げるような**効果・メリット**が考えられる。

住民サービスの実施主体が特別自治市に一元化されるとともに、
新たな役割分担に応じた税財政制度が構築されることで・・・



⇒住民の利便性が向上

類似事務の統合により窓口が一本化

⇒行政全体のコスト削減

一元化による事務の効率化及び組織の簡素化

⇒地域の実情に応じた行政の推進

行政サービスの単独実施、共同実施等の柔軟な選択が可能

⇒財政の自立

都市基盤の整備・更新や少子化対策など、
地域特有の課題や行政需要に的確に対応

・・・などの様々なメリット

その結果として・・・

- ・圏域の成長エンジンである大都市の経済が活性化 ⇒ 大都市圏域全体の経済が活性化 ⇒ 日本全体の経済成長へ！
- ・多様、複雑化した行政、地域課題 ⇒ 大都市が先導的・先駆的な施策を展開 ⇒ 日本全体に波及！

○住民の利便性が向上するとともに、大都市圏が**日本全体の経済成長を牽引するエンジン**となり、**国民の生活を豊かにする**

○強化された大都市が、地域の核として全国に存在することで、**日本全体の発展**や**大規模災害時のリスク分散**につながる

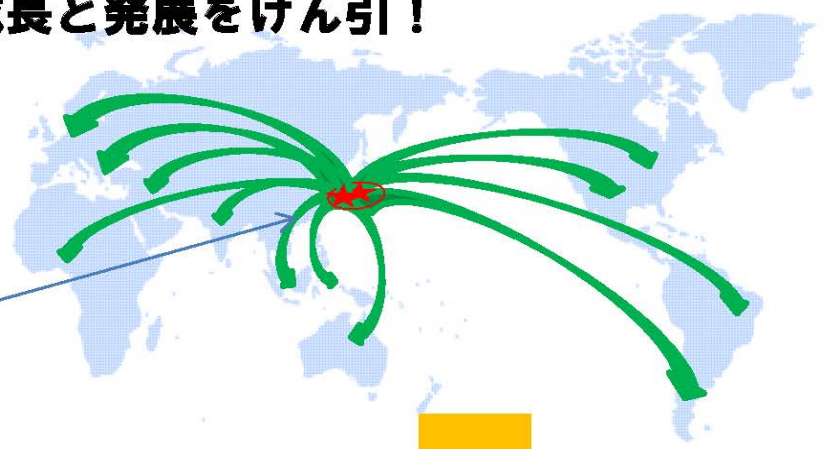
特別自治市創設による東京一極集中の是正

- ・大都市(特別自治市)の活性化が、**周辺地域にも経済効果**をもたらし、さらに、**東アジアや世界の拠点として我が国の経済をけん引!**

大都市の活性化は、当該大都市だけでなく、**周辺地域も含めた大都市圏全体の活性化、東京一極集中の是正**へ。さらに、その効果は全国に循環!
また、大都市が地域の核として存在することで、**大規模災害時のリスクも分散**



日本国内の大都市が諸外国の大都市と**グローバルな競争と共存の関係**を築き、**東アジアや世界の拠点**となり、我が国の成長と発展をけん引!



活性化への取組事例

- ・次世代自動車・スマートエネルギー特区(さいたま市)
- ・国際コンテナ戦略港湾(京浜港(横浜市・川崎市)、阪神港(神戸市))
- ・京浜臨海部イノベーション特区(横浜市・川崎市)・環境未来都市(横浜市)
- ・地域活性化総合特区(京都市)・神戸クラスター(神戸市)

**我が国の更なる成長
と発展をけん引!**

25

三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担に向けた取組（横浜市）

連携団体	ア 事業の実施主体：横浜市 イ 事業の連携主体：川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、東京都町田市		
(1) 取組の背景、経緯	○8市間による水平的対等な連携に関する協議の場として、2011年度に8市連携市長会議を開催して以降、事務レベルで連携に向けた協議を行い、複数都市間での連携や地域レベルでの連携などを進めてきた。 ○2018年7月には再度8市連携市長会議を開催し、2040年頃の課題を見据え、8市の持続可能な成長発展に向けて更に連携を進めること等、今後の8市連携による取組について確認した。 ○2019年1月には8市連携部局長級会議を初めて開催し、8市連携市長会議の規約等を定めるとともに、観光施策の取組や好事例の情報共有、広域連携に係る基礎調査の実施等、当面の取組について合意した。		
(2) 取組の内容	(3) 取組の特徴・課題 ①8市の現状及び8市間における広域連携の課題に関する基礎調査 【特徴】8市の現状及び今後生じる行政サービスの変化等を分析することで、「8市の特徴」と「8市連携の意義」を整理し、連携によって目指す方向性を3つにまとめた。 将来の脅威に対する備え 将来の機会を捉えるための備え 各市の保有する資源の有効活用・相互補完 行政機関の業務改善・効率化 高齢者支援・外国人支援 健康寿命延伸 災害対応 交通機関整備 企業誘致 観光振興 図書館等、公共施設の相互利用 子育て支援等、福祉サービスの相互利用 【課題】統計データ等の収集・分析の過程で、各市のデータ様式や記載項目が異なる場合があった。書式等の統一により収集・分析作業の効率化が図られる。 ②職員向け勉強会の開催 【特徴】広域連携に係る課題認識についてトップレベルで共有する機会とした。 【課題】2040年頃に中核を担う職員への意識醸成も必要。 ③連携に係る好事例の共有 【特徴】各市が開催する各種研修等のうち8市職員が参加可能なものを共有。 ④8市間の協議の場（市長会議・部局長級会議・課長会議） 【特徴】8市間における各種取組の進捗確認、各市の先進的な取組・効果の共有、新たな連携施策に向けた協議を課長級、部局長級で定期的に開催。また、会議の開催場所を固定せず、視察を組むなどお互いのまちを知る機会としても活用。		
(4) 今後の展開	○短期的には好事例の情報共有を更に推進するとともに、長期的には基礎調査報告書に基づき、具体的な連携施策や中長期的な協力関係について継続的に検討・協議することとした。 ○好事例について情報共有する主な項目は「2040年頃における課題に関すること」「文化プログラム等、文化芸術に関すること」「公民連携に関すること」「自治体間ベンチマーキング等、行政改革に関すること」等とした。 ○具体的な連携施策や中長期的な協力関係の検討・協議のため、2040年頃に各市の中核を担う若手職員等による勉強会の開催や連携施策の検討テーマの意思決定及び対外発信の場としてあらためて市長会議を開催することとし、開催に向けた具体的な協議を始めることとした。		

17

連携中枢都市圏における広域連携に向けた取組（札幌市）

圏域形成に至った経緯

・札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村は、平成9年に札幌広域圏組合を設立し、石狩管内全体の振興を図ってきたが、人口減少・少子高齢社会にあっても、圏域内の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるため、札幌市への通勤・通学割合が10%を超える小樽市、岩見沢市、南幌町、長沼町を加えた関係11市町村とともに、全国最大規模の人口約260万人を有する「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成

今後の展開

・構成市町村がそれぞれの特徴を活かしながら、密接な連携と役割分担の下で、「魅力・活力にあふれ、投資や人材を呼び込む圏域に」「将来を担う人材が豊富な圏域に」「住民の安全・安心が確保され、持続可能な行政サービスが提供できる圏域に」という3つの重点施策を推進し、『住みたくなる』『投資したくなる』『選ばれる』さっぽろ圏域」となることを目指す。



圏域全体の経済成長のけん引

連携した企業誘致の推進

- ・R1.4月から、札幌圏設備投資促進補助金の適用地域を岩見沢市、南幌町を加えた圏域内10市町に拡大
- ・「メッセナゴヤ」の産業展示会に、「さっぽろ圏」として出展



新製品・新技術の開発のための支援

- ・「食」「健康医療」「環境(エネルギー)」「IT」「製造」の分野を対象とした実用化・事業化の可能性が高い新製品、新技術開発等に対する支援を圏域全体で展開

【R1年度支援実績】
・札幌型ものづくり開発推進事業: 8件
・札幌型環境(エネルギー)技術・製品開発事業: 4件
・プロダクトデザイナー派遣事業: 3件

共同プロモーションや観光資源の活用等の推進

- ・R1.8月に圏域内市町村で構成する「さっぽろ連携中枢都市圏観光協議会」を設立し、観光客動態調査や戦略的な共同プロモーション等を企画・実施

高次の都市機能の集積・強化

公共施設の相互利用や配置に関する検討

- ・さっぽろ圏における火葬場の効率性・安定的な運営の維持、災害時の協力体制について、火葬件数の予測や既存火葬場の老朽化度合、利用実態等を踏まえた検討を今後推進

圏域全体の生活関連機能サービスの向上

救急医療の維持・向上等に向けた取組の推進

- ・医療機関案内と看護師による救急医療相談(24時間、365日)を行う「救急安心センターさっぽろ」を運営。R2年度から、新たに南幌町が参加し、対象範囲をさらに拡大
- ・R2年度以降、周産期救急医療従事者のスキル向上等に資する実地研修も順次実施予定



地元定着等の促進



- ・首都圏における合同企業説明会や、高校生やシニア向けの各種仕事体験イベント等を開催
- ・R2年度からは、新たな連携事業として、「さっぽろ圏人材育成・確保基金の造成」を創設。企業版ふるさと納税等を活用しながら、寄附を募り、奨学金返還支援などを含む「さっぽろ圏『ひとづくり』プロジェクト」を推進

企業によるまちづくり活動の促進

- ・令和元年7月に、「さっぽろ連携中枢都市圏『まちづくりパートナー協定』」を11協定(15社)締結
- ・圏域内の特産品を活用した商品開発や、「さっぽろ圏高齢者運転免許証自主返納支援制度」の創設など、パートナー企業と連携した様々な取組を展開



各国の実情に応じた大都市制度

- 諸外国では、各国の規模や歴史・文化により、それぞれが異なる風土を形成しており、大都市制度についても、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割などに応じて、それぞれの国がその国にふさわしい大都市制度を構築している。
- 日本では現状、人材、資産、情報全てが首都東京に集中しているが、諸外国ではそれぞれの大都市制度により、大都市が地方を牽引する、多極分散型の国土を形成している。



- 日本も多極分散型の社会へと変革すべく、その受け皿となる地域の大都市が、今以上に大きな役割を果たし、圏域・地域の成長エンジンとして日本経済を牽引するためにも、特別自治市制度を選択可能とすべきではないか。
- 特別自治市制度の意義については、規制のサンドボックス制度のような形で、当該制度を一部地域において試行導入し、その効果と課題を検証し、従来の指定都市制度に戻すことのデメリットや、他地域への導入の可能性について検証を行ってはどうか。